

奈良県御所市室

# 中西遺跡

— 第3次発掘調査報告 —

平成2年度国庫補助金緊急調査の成果

平成3年3月

奈良女子大学蔵書



931001491000

御所市教育委員会

210.2

93

奈良県御所市室

# 中西遺跡

— 第3次発掘調査報告 —

平成2年度国庫補助金緊急調査の成果

平成3年3月

93100149

御所市教育委員会

## 序 文

この度、平成2年度の国庫・県費補助を受け、御所市が行った緊急発掘調査の成果を、御所市文化財調査報告書第10集として本誌を刊行致しました。

本年度は、個人の住宅開発に関連するものとして、大字室所在の中西遺跡の第3次調査、大字井戸・南郷所在の「16-D-2」遺跡の第1次・第2次調査と、3箇所での発掘調査を行いました。他の大都市近郊部と同様、当市においてもこの種の開発に伴う発掘調査が、毎年増える傾向にあります。必ずしも大規模開発ではないため、発掘面積も小さいことが多いのですが、遺跡の保護のためには、このような調査を地道に行っていく必要があると考えています。

本誌で報告している中で特に中西遺跡では、古墳時代の住居跡を検出するなど成果を挙げることができました。この冊子が、今後の調査・研究の一助になれば幸いです。

また、末筆になりましたが、今回の調査には、土地所有者坂本明・北村武・北村清文各氏に、ご理解、ご協力をいただきましたことを記して、深謝の意を表します。

御所市教育委員会

教育長 弓 場 康

## 例 言

1. 本書は、平成2年度国庫・県費の補助を受けて、御所市教育委員会が実施した、中西遺跡緊急発掘調査の報告書であり、同じく緊急発掘調査として行った『奈良県遺跡地図』第3分冊「16-D-2」遺跡の試掘調査の結果を並載した。
2. 中西遺跡は、『奈良県遺跡分布地図』第3分冊の16-B-239に相当する。
3. 「16-D-2」遺跡について、特に個別の名称を付さなかったのは、今回の調査で遺跡が存在する証左を得られなかったためであり、将来の発掘調査でそれが確認された時点で命名すべきと考えている。
4. それぞれの調査期間および担当者は次の通りであり、調査地点は本文中に明記した。

「16-D-2」遺跡第1次調査	平成2年7月19日	御所市教育委員会
		藤田和尊・木許 守
「16-D-2」遺跡第2次調査	平成2年11月29日	藤田和尊
中西遺跡第3次調査	平成3年2月20日	
	～3月15日	木許 守
5. 中西遺跡の現地調査には、松尾弘海、阪上駿治、伊田庄治、井戸本徳次郎、生野英夫の参加、協力を得た。
6. 遺物整理および本書の作成には、木許のほか、藤田奈美枝、平尾今日子、藤村藤子、尾上昌子、高田加容子、木村美幸、長越和世、榎田善太があたり、藤田和尊の助言があった。
7. 遺物の実測は、藤田奈美枝、平尾、藤村、高田があたり、製図は木許が担当した。
8. 本書の執筆・編集は木許があたった。
9. 遺物の実測図の縮尺は1／3に統一した。文中の遺物番号は、挿図・図版中の番号ともすべて統一した。
10. 現地調査には、土地所有者である、坂本明氏、北村武氏、北村清文氏に御理解・御協力を頂いた。記して謝意を表したい。

# 本文目次

序文

御所市教育委員会教育長 弓場 康

I 中西遺跡第3次調査	1
1. 位置と環境	1
2. 調査の契機と経過	2
3. 調査の成果	3
(1) トレンチ1	3
(2) トレンチ2	3
(3) トレンチ3	3
① 基本層序	4
② 遺構	4
③ 出土遺物	8
4. まとめ	12
II 「16-D-2」遺跡試掘調査	14
1. 位置	14
2. 第1次調査	14
3. 第2次調査	15

# 挿図目次

図1 中西遺跡調査地と周辺地形 (S.=1/5,000)	1
図2 調査区配置と名称 (S.=1/400)	3
図3 トレンチ1・2 北壁断面図 (S.=1/125)	3
図4 遺構配置図 (S.=1/200)	4
図5 トレンチ3 断面図 (S.=1/100)	5
図6 住居 平・断面図 (S.=1/150)	6
図7 住居床面での遺物出土状況 (S.=1/20)	7
図8 出土遺物実測図 (S.=1/3)	9
図9 出土遺物実測図 (S.=1/3)	10
図10 周辺地形 (S.=1/25,000)	14
図11 調査地位置 (S.=1/2,500)	14
図12 調査地土層柱状概念図	15

## 図 版 目 次

- 図版 1 1. 中西遺跡 トレンチ 1 (西から)  
2. 中西遺跡 トレンチ 2 (西から)
- 図版 2 1. 中西遺跡 トレンチ 3 住居検出状況 (北から)  
2. 中西遺跡 ピット等検出状況 (西から)
- 図版 3 1. 調査地全景  
2. 宮山古墳全景
- 図版 4 中西遺跡出土遺物 (S. ≒ 1 / 3)
- 図版 5 中西遺物出土遺物 (S. ≒ 1 / 3)
- 図版 6 「16-D-2」遺跡遠景 (東上空から)
- 図版 7 1. 「16-D-2」遺跡 第 1 次調査  
2. 「16-D-2」遺跡 第 2 次調査

# I 中西遺跡第3次調査

## 1. 位置と環境

中西遺跡は、御所市大字室に所在し、御所市域でいえばほぼ中央に位置して、標高100m前後の平地部に立地する。遺跡の南側には、全長238mの規模を誇る前方後円墳・宮山古墳<sup>(1)</sup>及びその陪冢的位置を占めるネコ塚古墳<sup>(2)</sup>があり、さらに総数800基に及ぶとも推定される巨勢山古墳群<sup>(3)</sup>が広がる。御所市の歴史的環境については、これまでも「巨勢山境谷10号墳発掘調査報告」・「巨勢山古墳群」<sup>(4)</sup>・「中西遺跡-第2次発掘調査報告」<sup>(5)</sup>で十分に述べられているので、重複を避けて、ここでは先の調査によって得られた当該遺跡に関するこれまでの知見と関連する遺跡について



図1 中西遺跡調査地と周辺地形 (S. = 1 / 5,000)

て、簡単に記述しておく。

第2次調査は、共同墓地造成に伴う事前調査であり、御所市教育委員会が行った<sup>(6)</sup>。当該調査では、弥生時代前期（畿内第Ⅰ様式新段階）及び中期（畿内第Ⅱ様式）の遺構・遺物が検出された。遺構は、溝各1条であったが、前期のものには意識的に土器が廃棄された可能性が考えられ、周辺に当該期の集落が広がるであろうと推定された。また、中期の土器は前期のそれに比して出土点数が少なかった点で、中期以降に集落規模を拡大すると考えられる、御所市三室所在の鴨都波遺跡との関係で注意された。一方、古墳時代のものとして、5世紀前葉期の自然河道の一端が検出された。この時期は、前代の系譜をひくことなく突如として出現する宮山古墳の築造期に該当する。検出遺構に人工的なものが見られなかったものの、河道出土の土器にはほぼ完形に近いものが認められたことから、周囲に何らかの遺構の存在が予測され、宮山古墳・ネコ塚古墳築造にかかわる遺跡が存在する蓋然性が高いと考えられたのである。

なお、今回調査地と、第1次・第2次調査地との位置的関係は図1に示した。

## 2. 調査の契機と経過

平成3年2月19日、御所市大字室24-1の坂本明氏より、御所市大字室561番地について、文化財保護法第五十七条の二に基づいて発掘届が提出された。当該地は『奈良県遺跡分布地図』第3分冊、16-B-239に相当する中西遺跡として周知されている。このため事前に発掘調査が必要と判断されることから、当委員会はこれを奈良県教育委員会文化財保存課に進達した。

工事は、個人住宅建築を目的とするもので、開発原因者はすぐに現耕作土を除去して盛り土を行いたい意向であった。協議の結果、工事を極端に遅らせることは困難であると判断され、直ちに調査に着手することとした。

調査は、まず敷地全体を建物部分となる東側と、庭等として利用される西側に分けて考えた。工事による掘削は盛り土後の表面から60cmの深さで留まるものであり、現表土面からは45cmの深さである。したがって、東側部分では基礎工事による遺構の破壊を避けるため、この深さまでの遺構の存否確認を目的とし、かつ、建物建築後の基礎地盤への影響を考慮して、深さ約45cmのトレンチを2箇所を設定した。北側をトレンチ1とし南側をトレンチ2とした（図2）。また西側では下層の状況を知ることが目的としたトレンチを設定し、部分的な掘削を行った。これをトレンチ3とした。トレンチの規模は、トレンチ1・2は、それぞれ幅2m、長さ24.6m・幅2m、長さ25.5mである。トレンチ3は当初幅5m、長さ20mを設定したところ、南東端で遺構の一端が検出され、この遺構の性格を知るために、この部分を拡張して掘削した。トレンチ3の調査面積は105㎡となった。

現地調査は、平成3年2月20日に開始し、同年3月15日に終了した。実働日数は15日である。また、以上のような調査方針であったため、建物部分の下層を含め敷地の大部分は調査が及んでいない。したがって、開発原因者に対しては、今後未調査部分について、掘削を伴う工事を計画した時



点で改めて発掘届を提出するよう指導した。

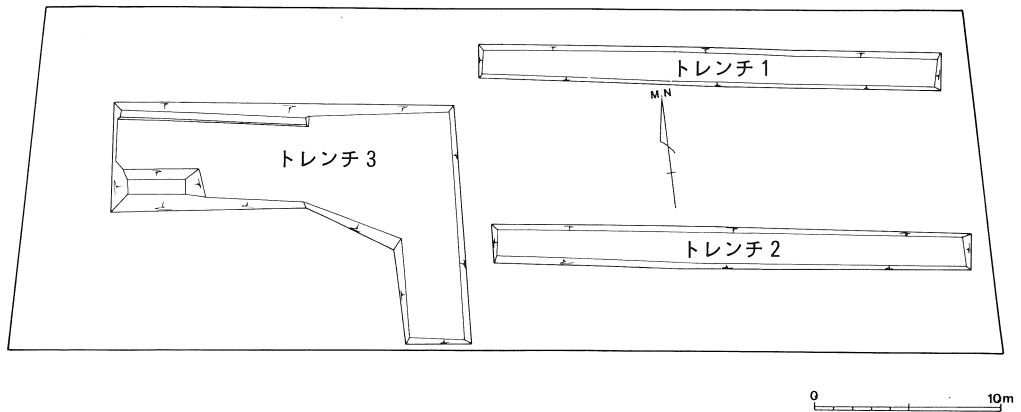


図2 調査区配置と名称 (S. = 1/400)

### 3. 調査の成果

#### (1) トレンチ 1

前述のように、建物工事に伴う遺構への影響の存否を確認するために設定したトレンチである。敷地東側部の北よりに東西方向に、現表土面から深さ約45cmを掘削した。結果は、トレンチ深さは西端から東端に至るまで耕作床土内に留まり、遺構は認められなかった。ただし床土内から土師器の細片が検出され、下層における遺構の存在が推測された。

本トレンチの断面図は図3に示した。

#### (2) トレンチ 2

トレンチ 1と同様の目的で掘削を行った。断面実測図(図3)に示したように、トレンチ 1と全く同様の層位が確認され、床土内より、土師器・須恵器の細片が検出された。

#### (3) トレンチ 3

トレンチ 3は、当該地の下層の状況を知るために設定したトレンチである。基本層序・遺構・遺

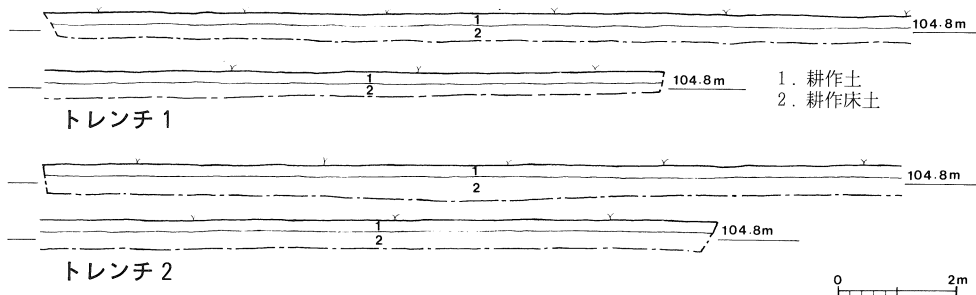


図3 トレンチ 1・2 北壁断面図 (S. = 1/125)

物について順次記述を進める。

### ① 基本層序

トレンチの断面図は、図5に示した。基本的な層序は、耕作土・床土があり、部分的な砂礫の堆積・遺物包含層を挟んで地山に至る。遺構はこの地山面に掘られていた。耕作土の厚みは約20cmあるが、床土は必ずしも一定せず、薄い部分では20cm、厚い部分では50cmを測る。砂礫の堆積は、床土と遺物包含層の間に見られるが、全面的なものではなかった。また遺物包含層についても、トレンチのA-B断面に顕著なように、西に行くほど薄くなり、西端部分では全く無くなってしまふ。最も厚い部分で40cmを測る。地山は軟質な砂礫である。明赤褐色もしくは淡灰色を呈する。

### ② 遺構

遺構は、竪穴住居1棟・土坑2基・ピット7基が検出された。

**竪穴住居** 当初、トレンチの南東隅で一端が検出され、トレンチの拡張により約1/2を検出した。検出部ではカマドや入口等の施設は認められなかったのでこれらは未調査部分である東側に存在するものと考えられる。

深さは床面まで、約34cmが残る。1辺5.8mを測る方形プランを呈し、南西隅を土坑2に切られている。竪穴の下辺に沿って、壁溝が掘られていたが、壁板を支えるための杭の痕跡は検出できなかった。床面は、北半を地山とするが、南半部にかけて地山面がより深く掘削されており、この部分に地山と同質の土を埋め戻して貼り床としていた。

床面にはこの地山部分及び置土部分で、検出された床面をT字形に区切る溝が掘られていた。溝

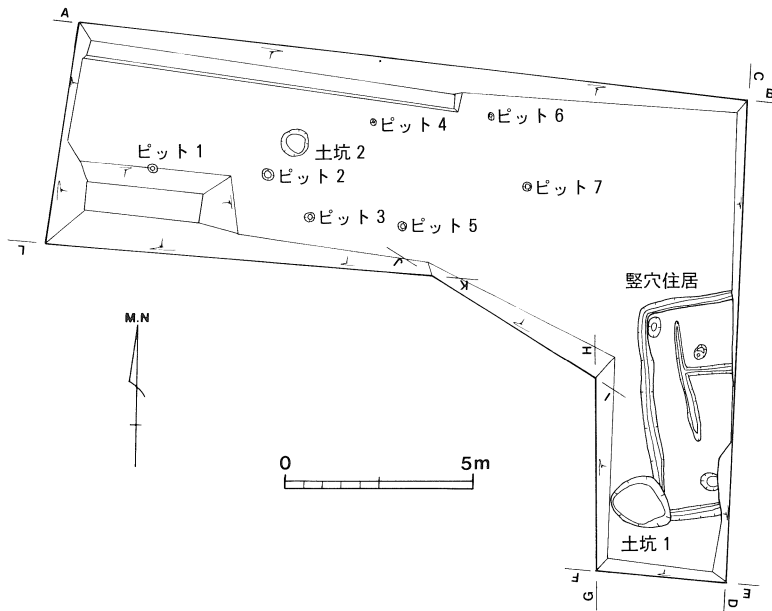
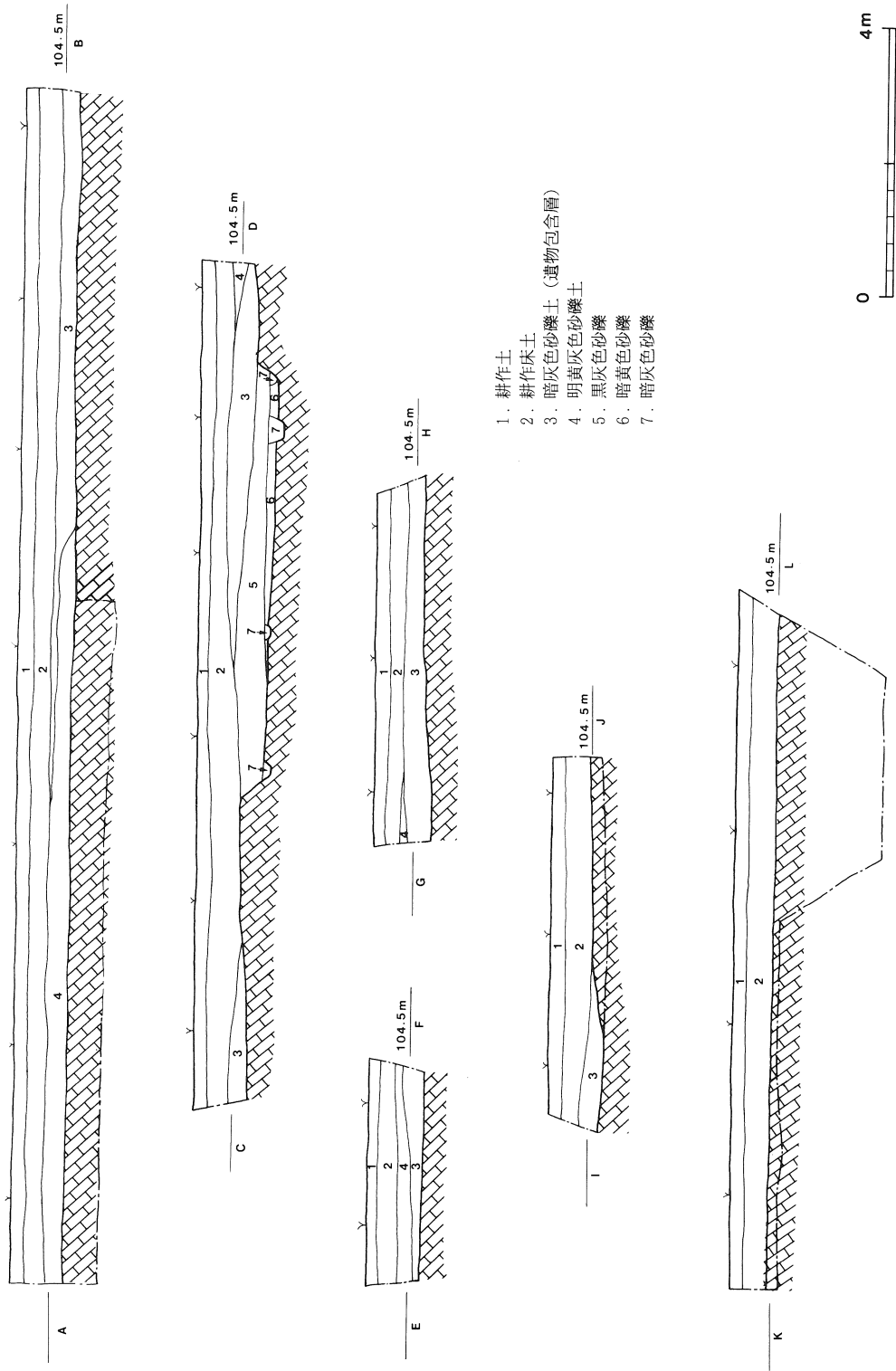


図4 遺構配置図 (S. = 1/200)



- 1. 耕作土
- 2. 耕作床土
- 3. 暗灰色砂礫土 (遺物包含層)
- 4. 明黄灰色砂礫土
- 5. 黒灰色砂礫
- 6. 暗黄色砂礫
- 7. 暗灰色砂礫

図5 トレンチ3 断面図 (S. = 1/100)

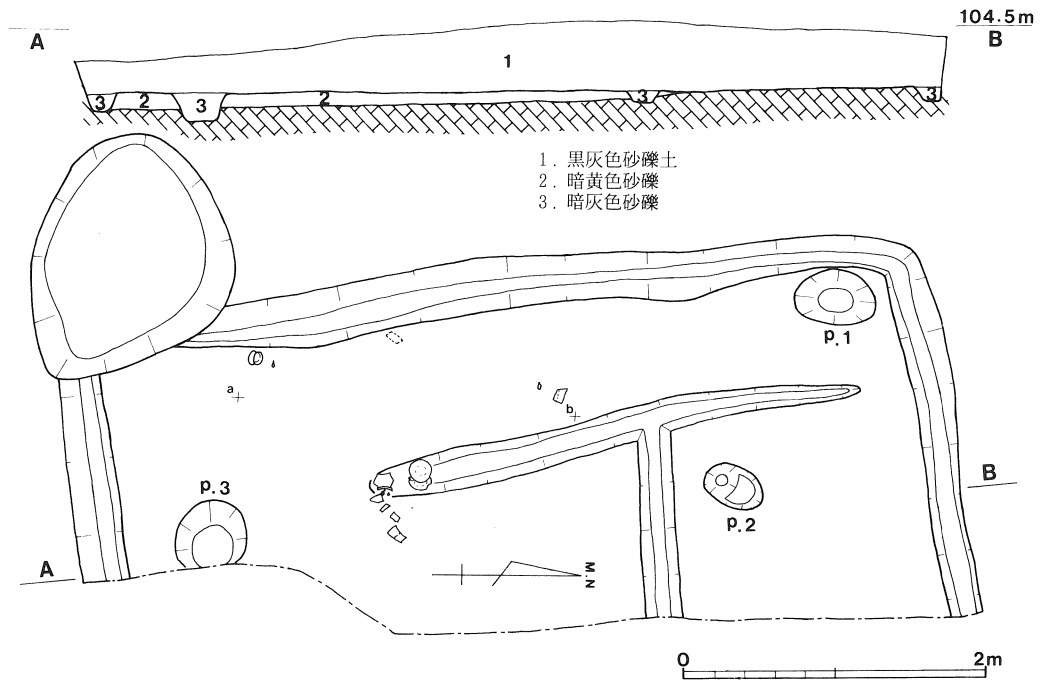


図6 住居 平・断面図 (S. = 1/50)

の幅は約25cmである。南北方向に長さ3.35m、東西方向に1.27mが検出できた。南北方向のものは壁溝までは達していなかった。住居内を区画する間仕切り板を据えるための溝かと考えられる。柱穴は、3基を検出した。P.1は、長径55cm・短径37cm・深さ10cmを測る。P.2は、長径44cm、短径28cmの楕円形を呈し、深さ19cmを測る。P.3は、径47cm、深さ20cmを測る。いずれも上屋構造を支える柱穴としては浅いように思われるが、これ以外にはピットは認められなかった。

なお、床面は地山であるか、置土であるかの差を除いては、特に硬軟の差は認められなかった。

遺物は、南西端の壁溝近くの床面で小形丸底壺1個体が検出され、また、南北方向に伸びる間仕切り溝南端の埋土直上で、高杯の杯部2個体、甕口縁部及び体部が検出された。甕口縁部は2片があったが、調整・胎土・色調より同一個体と判断されるものの接合はできなかった。高杯の脚部は重なって出土した。このほか、埋土中より高杯がほぼ1個体分や同杯部がほとんど欠損しない状態で出土し、土師器破片は多く出土した。さらに、置土内から出土したものに、タタキ目を器表に残す土師器甕の体部破片があった。口縁部等の出土が無い場合、時期の特定は困難であるが、床面出土の土器に先行するものと考えられる。おそらく、住居形成の時点で、先行する時期の遺構もしくは遺物包含層が存在し、堅穴を掘って床面を埋め戻すに際して、土器が混入したのと考えられる。

**土坑1** 住居の南西隅で検出された。平面は径1.35mを測る不整形な土坑である。深さは18cmと浅い。埋土中より、土師器片・須恵器片が検出された。古墳時代の土器ではあるが、いずれも細片

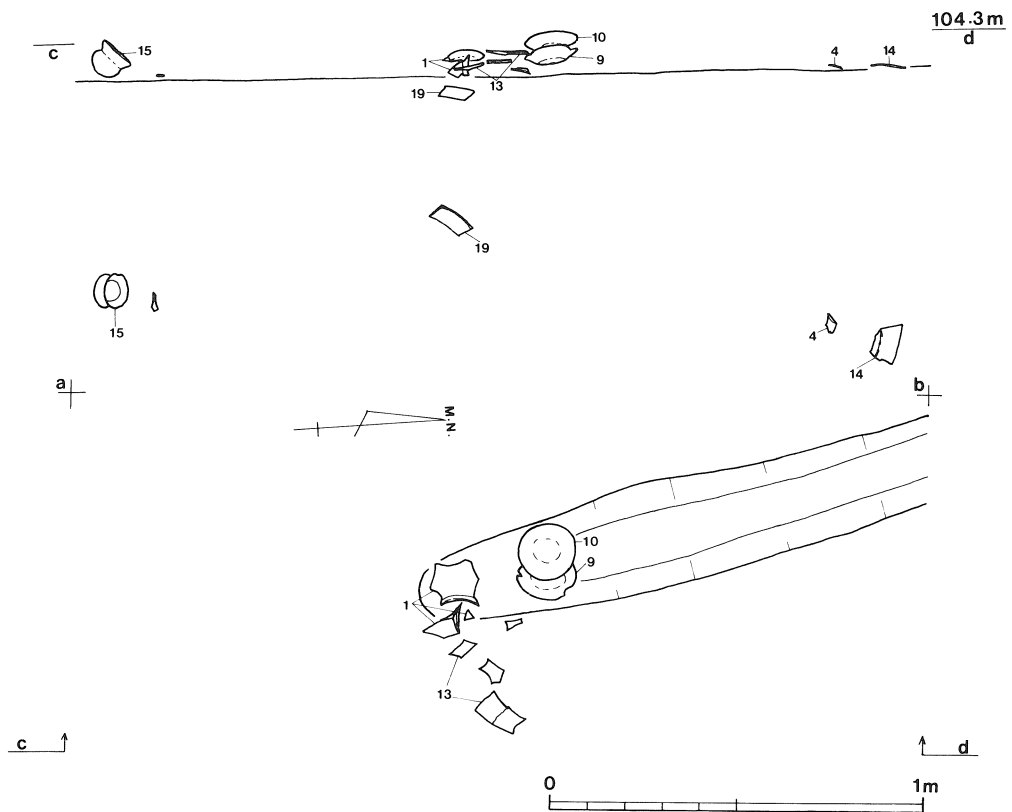


図7 住居床面での遺物出土状況 (S. = 1/20)

であるため、時期の特定は困難である。住居との切り合い関係及び住居内から須恵器が出土していないことから、これより新しいということはいえる。また、土坑の性格については考える材料があまりに乏しく、不明とせざるを得ない。

**土坑 2** 西半のほぼ中央で検出された。径70cm・深さ28cmを測り、平面はほぼ円形を呈する。埋土は1層であり、暗灰色粘土混砂礫である。遺物は、埋土中より、高杯1個体のほか、壺口縁部の破片が出土した。土器は住居内出土のそれより古相を示している。断定はできないが、床面置土内より出土した土器と併行するものかもしれない。またこの土坑についても、その性格を考える材料は乏しく不明とせざるを得ない。

**ピット** ピットは、7基を検出した。ピット1は径26cm・深さ10cm、ピット2は径34cm、深さ20cm、ピット3は径24cm・深さ9cm、ピット4は径16cm・深さ11cm、ピット5は径24cm・深さ12cm、ピット6は径20cm・深さ24cm、ピット7は径24cm・深さ4cmを、それぞれ測る。

ピットは3基以上が列をなす状況は看取できない。これは、検出できたものでも、深さ4cmと非常に浅いものがあるので、実際の柱穴掘りこみ面はより上位にあったものであろうが、面的な削平を受けているものと考えられる。また調査面積が狭いためあって、建物等の復元はできない。ピッ

ト2・ピット4から土師器の細片が出土したが、いずれも時期の特定できる程には残っていなかった。層的には上面に遺物包含層が存在するものの、面的削平を受けた後の堆積と考えられるから、これらピット群の正確な形成時期についても特定できない。

### ③ 出土遺物

出土遺物は、コンテナパット（54cm×34cm×18cm）に3箱程を得たが、そのうち図化できたものは32点であった。いずれもトレンチ3の調査で検出したものである。図8・9に示した遺物の出土地点は、1～19が住居内から、20・21は土坑2から、22～32は包含層（図5の第3層）から出土したものである。22・23は須恵器であり、他は土師器である。胎土について、9・10・11は石英・雲母の含有が見られるが、長石は認められなかった。他はすべて、石英・長石・雲母を含有し、1・2・4・22・10・32は、チャートを含んでいた。石英は2・6・7に特に目立った。粒子はおおむね密であるかやや粗い程度であるが、20はことに粗い。焼成は、4・12・30は不良であるが、他は良好である。また、黒斑を有する土器は実測図中にトーンで示した。

次に順次形態についての観察結果を記述する。

住居内出土のものうち、1～4は甕である。体部の調整等がかるうじて判るものは1・2のみである。ハケを加えた後、ヨコナデを施して調整する。同内面は、1はヘラケズリを行い、1・2とも口縁部との境界付近に指頭圧痕が残る。口縁部は、いずれも外上方に開き、端部は、1～3は肥厚して内傾した面をなす。4は、1～3に比して肥厚しないが、強いヨコナデで端部を調整しており、鈍い稜をもって、内傾した面をもつ。

5・7は、壺口縁部である。5は、直線的に外上方に開き、端部は薄く尖る。内外面ともに横方向にヘラミガキで調整し、特に外面は丁寧にそれを行う。7は、外反して開き、端部は下外方に肥厚して、極めて鈍い稜によって外傾した面をなす。内外面とも指頭圧によって成形した後、外面は縦方向の、内面は横方向のヘラミガキによって調整する。このヘラミガキは、内外面とも入念に行われている。

6は、器種の判別が困難である。底部と体部の境界は稜をなさず、丸みをもって屈曲して、体部は外上方に直線的に伸びている。

8～14は、高杯である。杯部は14以外は、底部と口縁部の屈曲が不明瞭であり、丸みをもってつながる。口縁部は直線的に外上方に伸び、端部は丸くおさめる。9は端部に強いヨコナデを加えるために、器厚が薄くなりやや外反する。器表内外面の調整は、いずれも横方向のヘラミガキを重ね入念に仕上げる。ことに表面の摩滅が少ない11・12ではそれが明瞭に看取できる。14は、底部と口縁部の境界が段をなして屈曲する。口縁部は、直線的に外上方に伸びるが、端部近くでヨコナデによってわずかに外反する。端部は丸くおさめる。外面は摩滅が著しいが、指頭圧によって成形した後、横方向のヘラミガキを行っている。内面についてはヘラミガキを重ね入念に仕上げている様子が判る。脚部の形態が判るのは8のみである。柱状部は下半で膨らみをもち、裾部との境界は丸み

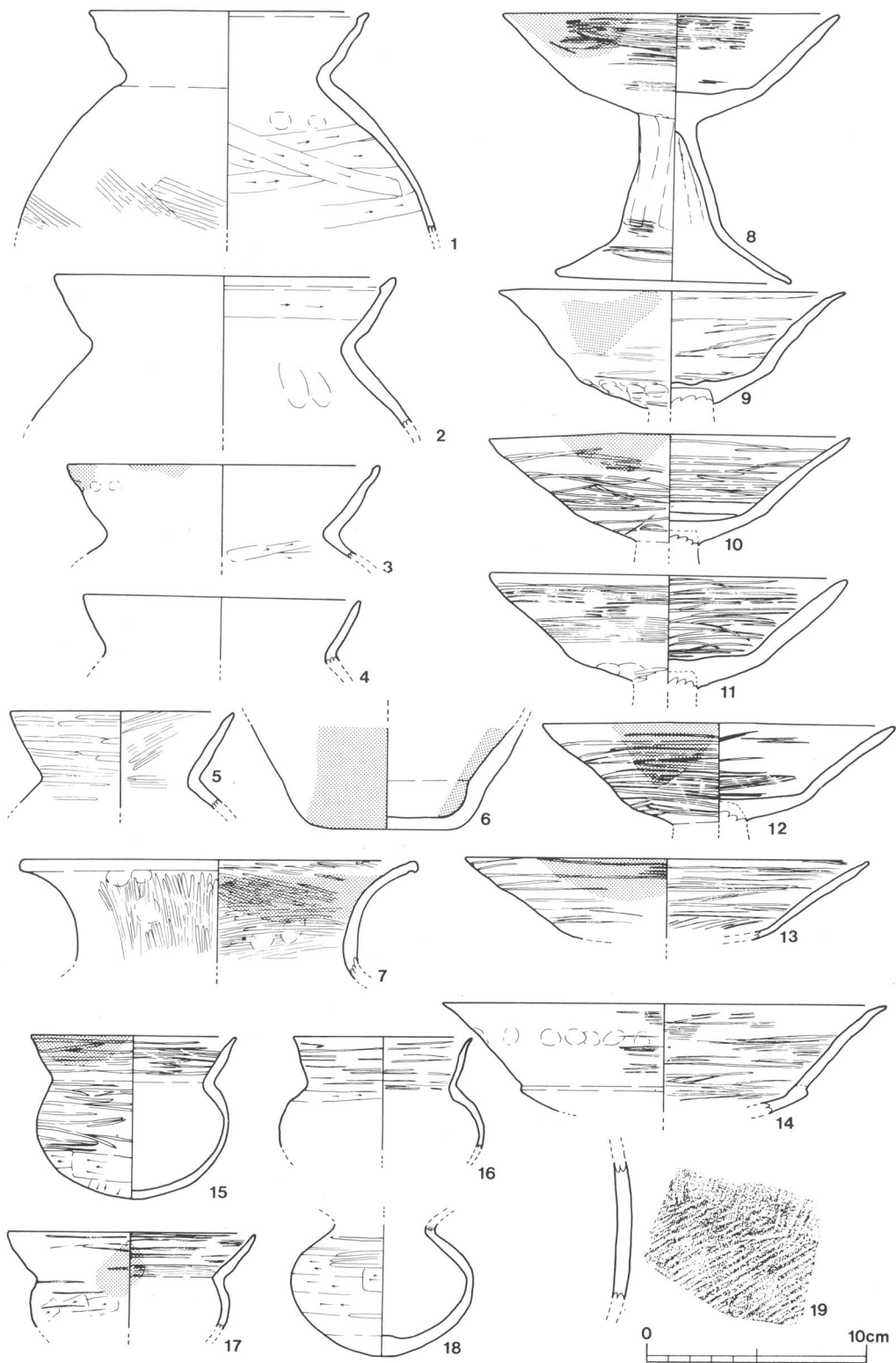


图8 出土遗物实测图 (S. = 1 / 3)

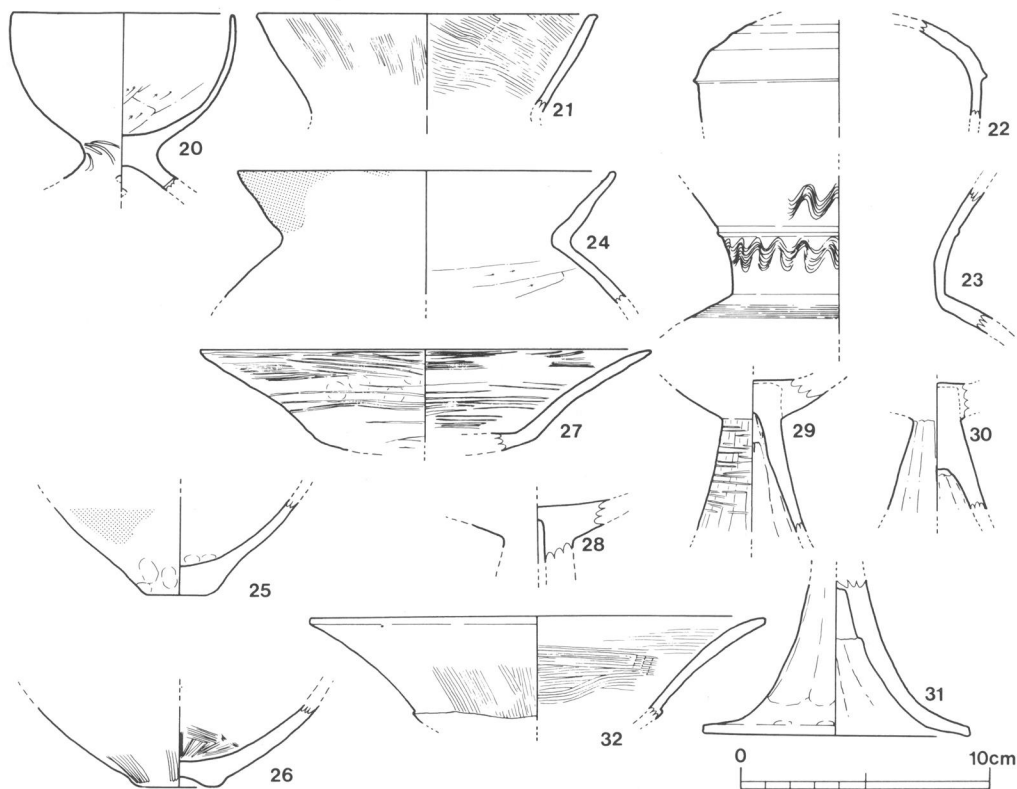


図9 出土遺物実測図 (S. = 1 / 3)

をもって屈曲する。裾端部は丸くおさめる。器表の調整は摩滅が著しいため判別し難いが、外面は、柱状部を縦方向にヘラケズリを行っており、裾部は横方向のヘラミガキにより仕上げているようである。内面は、柱状部のシボリ目を縦方向のナデにより消し、裾部にはヨコナデを施している。なお、杯部と脚部の接合法の判るものはすべて、挿入法によっていた。

15~18は小形丸底壺である。口径と体部最大径のいずれもが判るのはほぼ完形で出土した15の他、回転復元によって得られた16・17である。15は口径9.5cm、体部最大径8.8cmを測る。16・17については、それぞれ口径8.2cm、体部最大径8.6cm・口径8.8cm、体部最大径8.1cmの数値を得た。すなわち、体部最大径が口径を上回るものは16であるが、15・17についてもその差がいずれも7mmと小さくなっている。また体部最大径は、3個体とも体部上半にある。口縁部の形態は体部から、く字状に外上方に立ち上がり、途中でやや厚くなって、端部は薄く尖る。15・16では端部に強いヨコナデを加えるためこれが外反して開く。器表の調整は15は底部はヘラケズリにより、体部外面および口縁部内外面はヘラケズリ後ヘラミガキによって仕上げる。体部内面はヨコナデにより調整する。16・17については、ヘラミガキが、口縁部内外面および体部外面の最上部分に限られ、体部外面を16はヨコナデにより、17は、ヘラケズリによって仕上げている。体部内面はヨコナデにより調整する。18は体部のみが出土した。頸部径が体部最大径に比して著しく小さいものである。器表の調整は、体部



上半にヘラミガキを行っているが、下半はヘラケズリで仕上げる。また内面はヨコナデを施す。

19は、住居の床面置き土内より出土した。甕体部破片である。外面にタタキ目が残る。内面はヨコナデにより仕上げている。

次に、土坑2出土の遺物は20・21である。

20は、椀状の杯部に大きく広がる脚をもつ高杯である。杯部は緩やかにやや内湾して端部は丸くおさめる。脚部はほとんどを欠損しているため、形態や調整の多くは不明であるが、わずかに残った部分から脚部上端部分に径5mmの円形スカシを穿っていることが判る。杯部の調整は粗雑であり、底部内面はヘラケズリで仕上げられており、口縁部内面および外面全体はヨコナデを加えるのみで、ヘラミガキは認められない。脚部の調整は不明であるが、杯部との接合部付近にヘラミガキの痕跡が残る。全体的には胎土も粗く、粗製の感を受ける土器である。21は壺口縁部である。直線的に外上方に伸び、端部は強いヨコナデによって水平な面をなす。器表は、外面に縦方向の、内面に左上がりのハケ目が残る。

22～27は、包含層出土のものである。

22は、須恵器杯蓋である。天井部と口縁部を欠損している。遺存部から、まず天井部のヘラケズリは2/3程度に及んでおり、天井部の形態は丸みをもつことが判る。また天井部と口縁部の境界となる稜は鋭さを欠きやや丸みを帯びる。

23は、須恵器長頸壺である。頸部は直立気味に立ち上がった後、緩やかに屈曲して、上外方に開いて行く。頸部外面には突帯が残り、突帯間に7条1単位の波状文を施文する。肩部外面にはカキ目が残る、内面はヨコナデにより調整する。

24以下は土師器である。24は甕である。口縁部は体部から外上方に直線的に伸びる。端部は肥厚させず、丸くおさめる。体部内面はヘラケズリにより、口縁部内外面および体部外面はヨコナデによって仕上げる。

25・26は、壺底部である。体部の大部分を欠損しているため、全体の形態は不明であるが、共に球形の体部を有するものであろう。25は内外面をナデで仕上げている。26は底部を上げ底とするもので、外面にヘラミガキの痕跡が残る。内面はハケの後、体部にかけてヨコナデを加えている。

27～31は高杯である。杯部の形態が判る27は底部と口縁部の屈曲が不明瞭で丸くつながる。口縁部はわずかに外反しながら、外上方に広がり、端部は丸くおさめる。内外面を横方向のヘラミガキでいいねいに仕上げている。28～31は脚部である。形態のほとんど判らない28を除いて柱状部は直線的に外下方に広がる。裾部の形態が判るのは31のみであるが、柱状部から稜をなさず緩やかに外反して裾部につながる。裾端部は面をなす。29～31の外面はいずれも柱状部に縦方向のヘラケズリを行い、29はその後横方向にヘラミガキを、31はヨコナデを加えて仕上げている。また31裾部には成形時の指頭圧痕が残る。内面はいずれもシボリ目をヨコナデにより消しているが、31についてはそれ以前に横方にヘラケズリを加えている様子が看取できる。また、これら高杯の、杯部と柱状部

の接合はいずれも挿入法によるが、28には心棒を使用した痕跡が明瞭に残っている。

32は、二重口縁壺の口縁部である。復元口縁18.2cmを測る。外面を縦方向のハケで形成した後ヨコナデにより仕上げている。端部近くは強いヨコナデにより、わずかに外反して端部は面をなす。

以上詳述したように、住居出土の1～19のうち、置土内出土の19を除けば、14などが古相を示すものの、甕・高杯・小形丸底壺など、明日香村上ノ井出遺跡SE-030下層出土の土器<sup>(7)</sup>などに類例を求めることができ、当遺跡の第2次調査で検出した自然河道出土土器と併行する時期のものである。これらの土器群は須恵器出現直前期の土師器と位置付けられており、住居の形成時期も当該期に求めることができる。一方、土坑2出土の20・21は、21が時期の特定が困難であるが、20の高杯は寺沢薫氏の編年<sup>(8)</sup>に明らかなように、布留3式以降は消滅する形式であり、庄内式期もしくは布留式出現期に盛行するものである。したがって、当該土坑の形成時期は住居に先行するものとみられる。また、包含層は、陶邑編年TK47型式<sup>(9)</sup>に比定される22の須恵器杯蓋などがある一方、二重口縁壺32などを含み、必ずしも単純層とはいえないが、多少のローリングを考慮に入れれば、概ね須恵器出現前後期に形成されたものと考えられよう。

#### 4. まとめ

今回の調査は、開発地の下層の状態を知ることを中心とした当初の調査方針から、自ら調査面積を制約したものであった。しかしながら、住居跡や遺物包含層を検出するなど、初期の目的は達せられ、加えてなお全貌の明らかでない中西遺跡の一端を垣間見ることができた。

先の第2次調査では、宮山古墳・ネコ塚古墳の築造期の自然河道が検出され、その遺物の出土状態から付近に生活面が存在する蓋然性が高いと考えられたことは前述した。第2次調査地は、遺跡の南端に相当する箇所であったが、今回調査地はその北端に当たる。この箇所でおそらく当該期の住居跡が検出されたことは、その間に同時期の集落の広がりがあるとみてよからう。また、第2次調査で得られた弥生時代の遺構・遺物は今回全く検出されなかった。弥生時代の集落範囲については、将来の調査によって、明確になるものと期待される。さらに、今回調査地が現在周知されている当該遺跡の北辺部に当たることは、今後その北側についての隣接する箇所の開発についても、注意していく必要性を迫る調査となった。

今日までに行われている当遺跡の調査は、いずれも小規模なものであり、もちろん遺跡の全体像を語るには資料不足であるが、今回の調査においても宮山古墳の築造と当遺跡を関連づけられることになったことは意義深い。言うまでもなく、宮山古墳の築造は、5世紀代における一大土木工事なのであり、このような事業を遂行し得たという点でその政治史的意味も大きいものがある。小規模な調査ながら、これを積み重ねることが、この点を解明する手掛かりを得ることになるものと考えられるのである。

(註)

- 註1 網干善教「室大墓」(『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第18冊、1959年)
- 2 藤田和尊「位置と環境」(「奈良県御所市室 巨勢山境谷10号墳発掘調査報告」『御所市文化財調査報告書』第4集、1985年)
- 3 藤田和尊「奈良県御所市室 巨勢山境谷10号発掘調査報告」(前出註2文献)
- 4 藤田和尊「奈良県御所市 巨勢山古墳群Ⅱ－御所市みどり台総合開発事業に伴う発掘調査1－」(『御所市文化財調査報告書』第6集、1987年)
- 5 木許 守「奈良県御所市室 中西遺跡－第2次発掘調査報告－」(『御所市文化財調査報告書』第9集、1990年)
- 6 第1次調査は、橿原考古学研究所 関川尚功氏の1989年の調査である。
- 7 安達厚三・木下正史「飛鳥地域出土の古式土師器」(『考古学雑誌』第60巻第2号、1974年)
- 8 寺沢 薫「畿内古式土師器の編年と二・三の問題」(「矢部遺跡」『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第49冊、1986年)
- 9 田辺昭三「陶邑古窯址群Ⅰ」(『平安学園研究論集』第10号、1966年)

## Ⅱ 「16-D-2」遺跡試掘調査

### 1. 位置

「16-D-2」遺跡は、標高150~190mの金剛山東麓に位置する。遺跡が立地する地点は、御所市と五条市の市境となる風の森峠から北に下る谷筋を挟んで、巨勢山古墳群の立地する丘陵と対峙する位置となる。これまでは発掘調査が行われておらず、『奈良県遺跡地図』第3分冊に、古墳時代後期以降の土師器・須恵器散布地であることが記載されている。

### 2. 第1次調査

当該遺跡の南西の縁辺部に相当する御所市井戸219-1について、平成2年7月6日、御所市井戸235在住の北村武氏より、個人住宅建築に伴い、発掘届（文化財保護法第五十七条の二）が提出された。当市教育委員会は、奈良県教育委員会文化財保存課にこれを進達する一方、当該地が、遺跡の縁辺部であることから、とりあえず、試掘調査を行い、その結果によって、本調査に移行することとした。

調査は、平成2年7月19日に実施した。調査地の現状は、斜面を削平し、平坦面を造成した畑で、トレンチは、旧地形の斜面に直行するものと、並行するものの2本を設定した。

両トレンチともに、厚さ35cmの耕作土の下は、すぐに地山に達し、遺物・遺構ともに全く見ることはできなかった。よって、これ以上の調査の継続は必要ないと判断されたので、略測・写真撮影の後、埋め戻しを行い、現地での作業は同日中に終了した。

今回の調査で、全く遺物が見られなかったこ

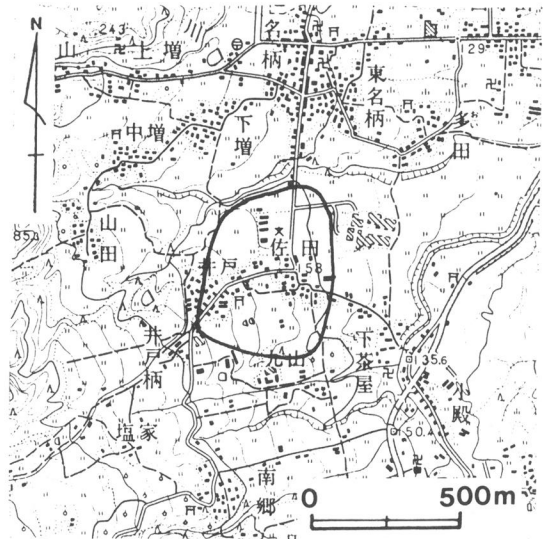


図10 周辺地形 (S. = 1/25,000)

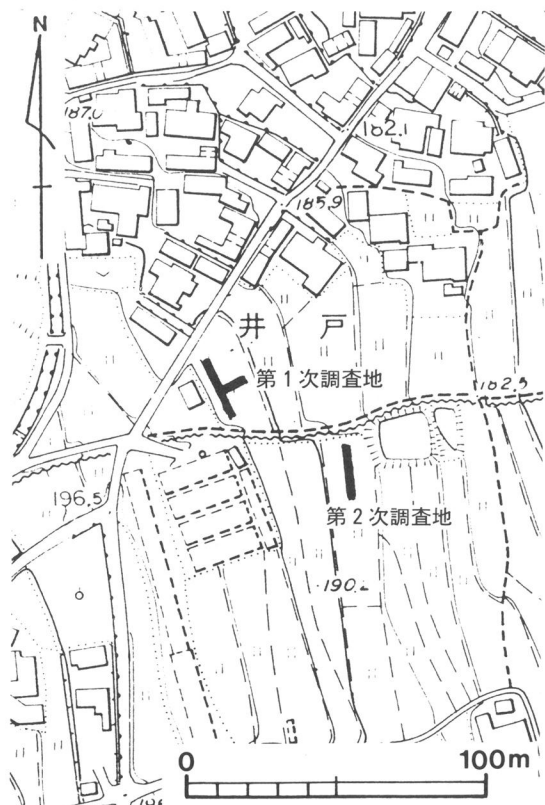


図11 調査地位置 (S. = 1/2,500)

とは、削平の影響とするよりも、遺跡の範囲外と考えたほうが妥当であろう。したがってこの「16-D-2」遺跡は、当該地より、北東方向に広がっているものと考えられる。

### 3. 第2次調査

平成2年11月29日、御所市井戸160番地在住の北村清文氏より、御所市南郷189-3について農家住宅の建築を目的とする、発掘届が提出された。

当該地は、第1次調査地の南側に近接する地点であるが、「16-D-2」遺跡の範囲内に相当するため、当市教育委員会は、発掘調査が必要であるとの意見書を付して、これを奈良県教育委員会文化財保存課に進達した。

発掘調査は、平成2年12月13日に実施した。調査は、まず遺跡の状態を把握するため、農家住宅建築にかかる基礎部分に合わせてトレンチを設定し、状況を確認することにした。トレンチは幅50cm、長さは南北15mを掘削した。

結果、表土（耕作土）下20cmで早くも地山に達し、遺構の存在は全く認められず、遺物もサヌカイトのフレークが1点、耕作土内より出土したのみであった。

地山は、人頭大の礫を含む灰褐色礫砂層の上に、厚さ80cmにわたって堆積した黄赤褐色粘質土であり、いずれもボルダー（洪積世以前の土石流）に起因するものであって、遺構の存在する要件を満たしていない。したがって耕作土内のサヌカイトフレークについては、西側の高所、金剛山麓のどこかから流されてきたものとするほかなく、当該地は、第1次調査地と同様、遺跡範囲外に位置すると考えられる。

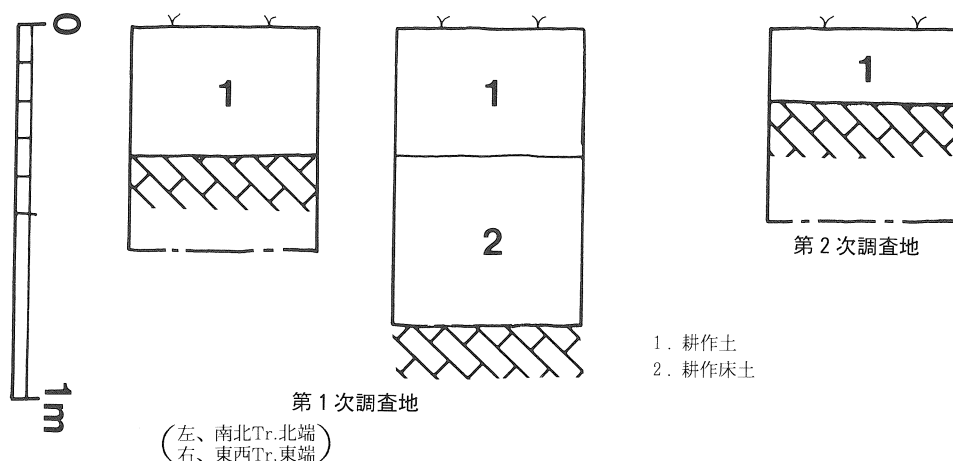
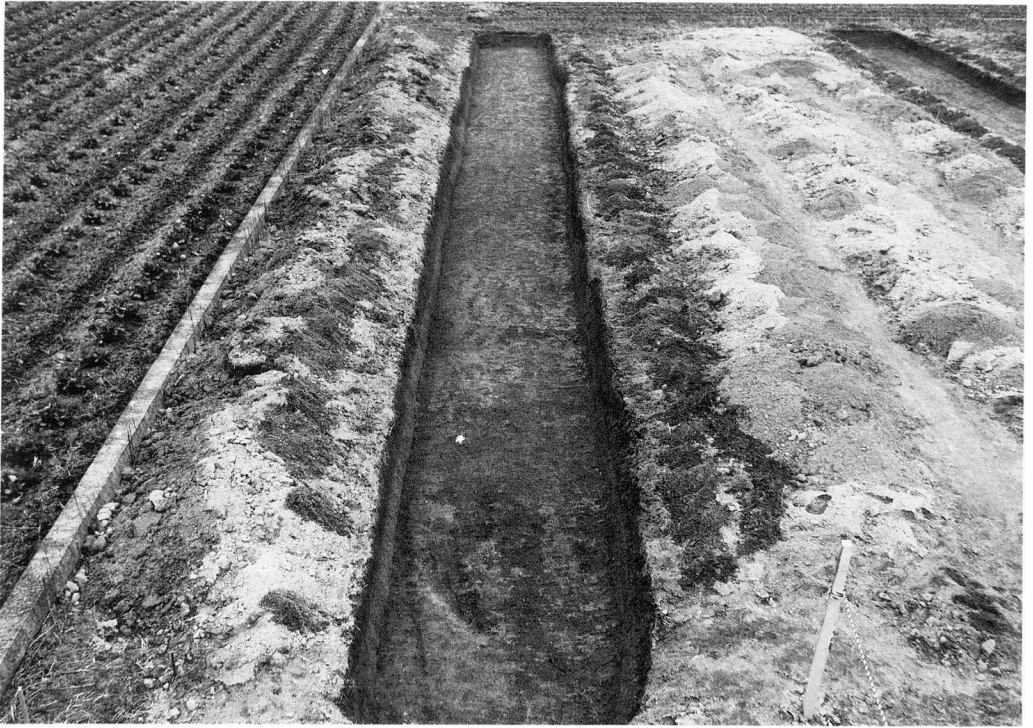


図12 調査地土層柱状概念図



1. 中西遺跡トレンチ1 (西から)



2. 中西遺跡トレンチ2 (西から)



1. 中西遺跡トレンチ3 竪穴住居検出状況（北から）



2. 中西遺跡トレンチ3 ピット等検出状況（西から）

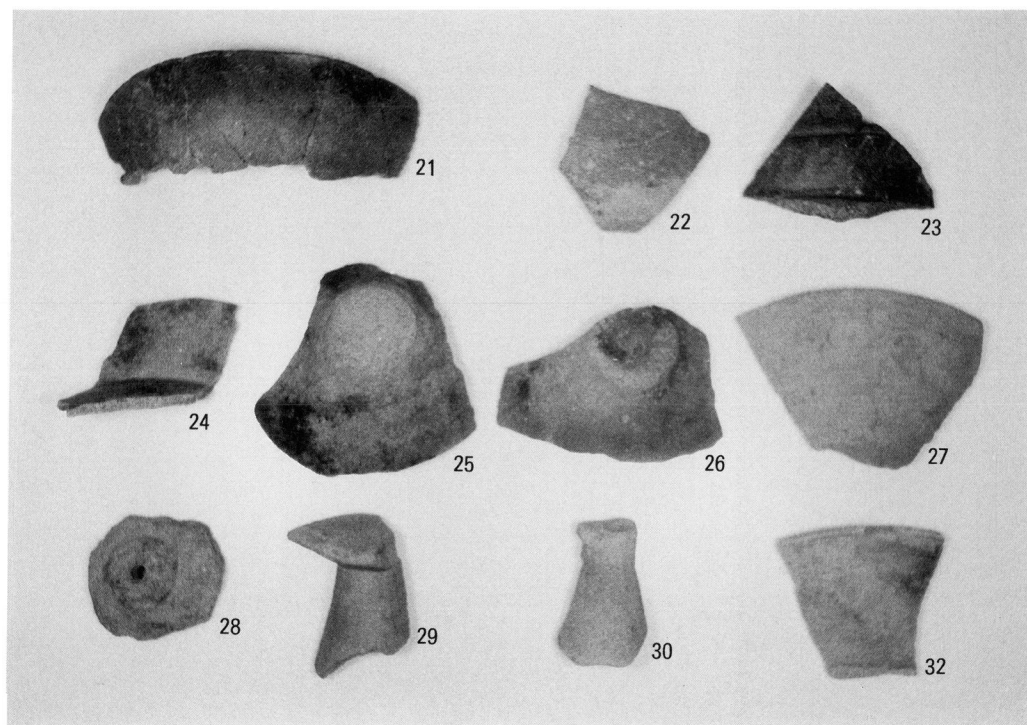
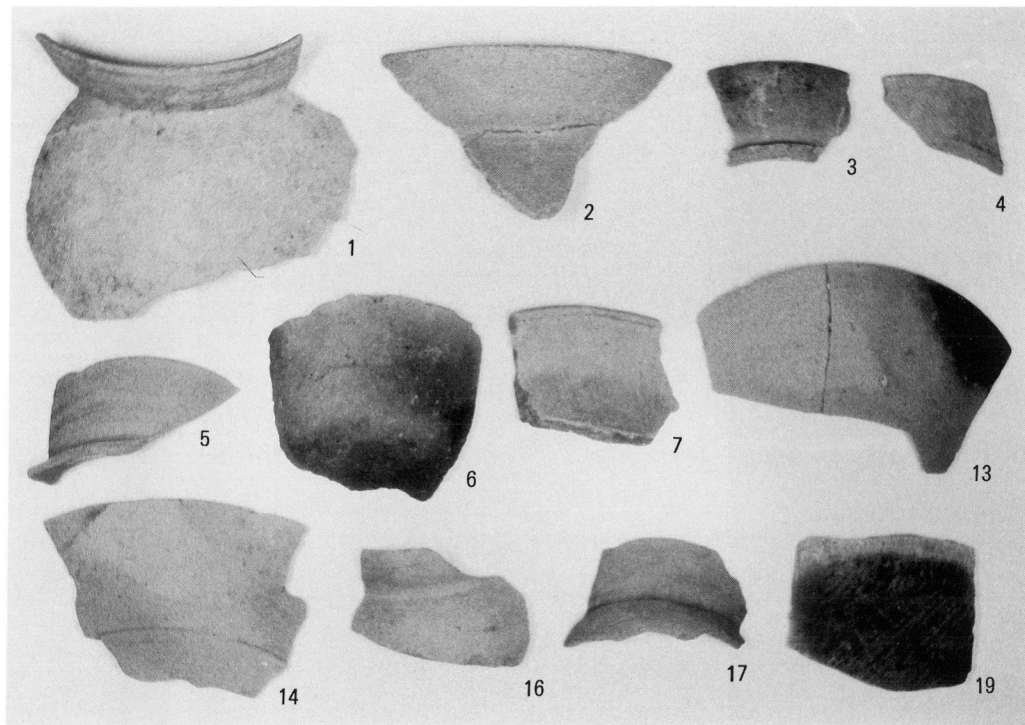


1. 調査地全景

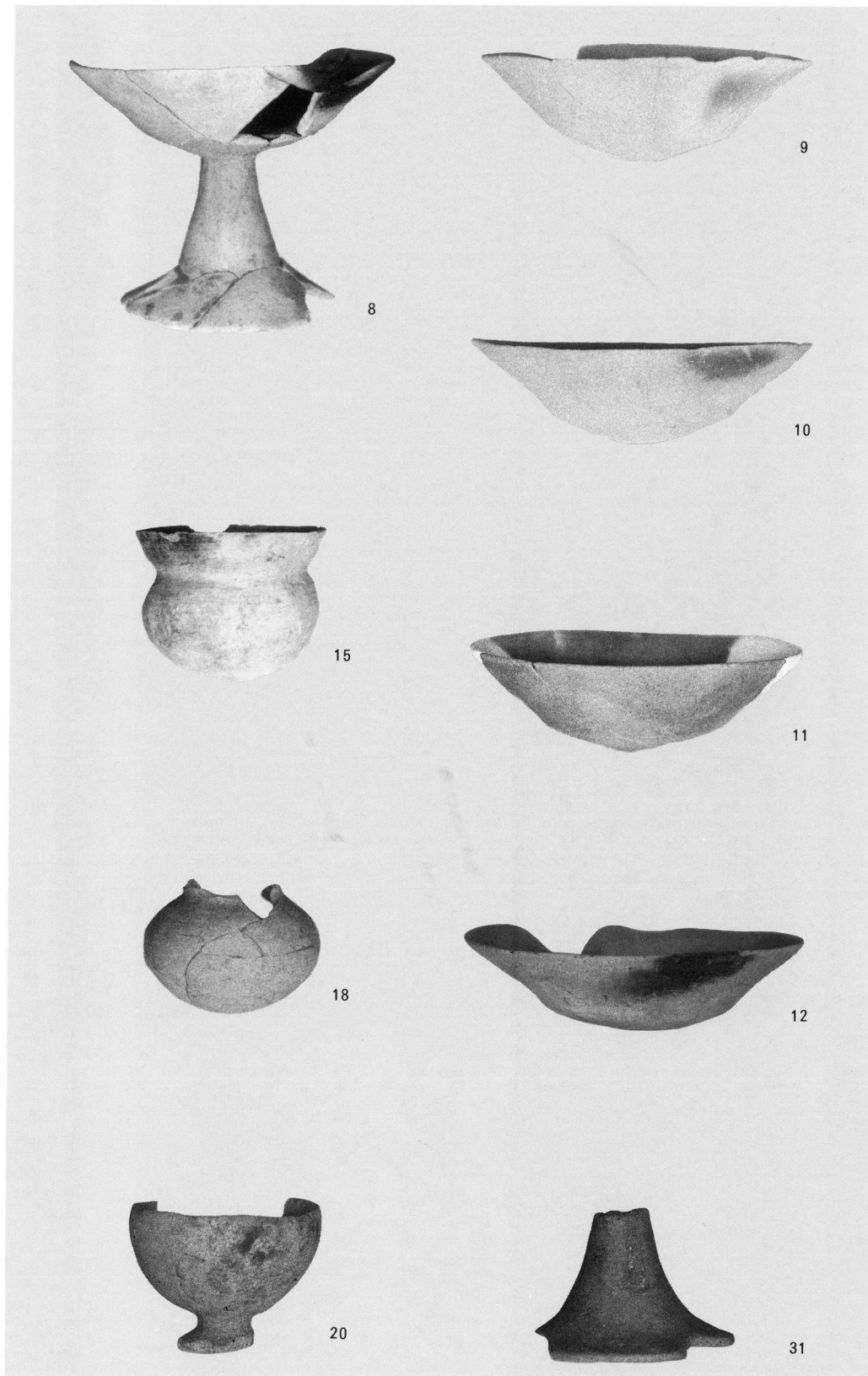


2. 宮山古墳全景





中西遺跡出土遺物 (S. ≒ 1 / 3)



中西遺跡出土遺物 (S. ≒ 1 / 3)



「16-D-2」遺跡遠景（東上空から）



1. 「16-D-2」遺跡第1次調査



2. 「16-D-2」遺跡第2次調査

奈良県御所市室

中西遺跡 — 第3次発掘調査報告 —  
平成2年度国庫補助緊急調査の成果  
御所市文化財調査報告書 第10集

平成3年3月30日

編集・発行 御所市教育委員会  
御所市三室117番地

印刷 明新印刷株式会社  
奈良市南京終町3-464番地

奈良女子大学附属図書館